

吉野川市公用車車体広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野川市有料広告掲載取扱要綱(平成20年9月1日告示第86号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、吉野川市が所有する公用車(以下「公用車」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載方法等)

第2条 広告主は、第4条に定める規格に従い、広告主の負担において広告を製作し、車両に貼り付け及び撤去するものとする。

2 広告掲載期間中、公用車の運行に伴う事故等により広告がき損、又は破損したときは、市の負担において修復するものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせなどの劣化により広告を交換する必要がある場合は、広告主がその費用を負担しなければならない。

3 車体広告は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等(マグネットシートは除く。)の貼付によることとし、公用車へ直接塗装する等の方法によることはできない。

4 前項の粘着フィルムは、広告掲載期間中における車体からはく離又は広告撤去時における車体の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとし、広告撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の負担において原状回復するものとする。

(広告の内容)

第3条 掲載する広告の内容については、要綱第4条によるもののほか、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載可能場所は、車体の両側面で市が指定する。

2 広告の規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める大きさを標準とする。

(1) 普通自動車 片側面あたり縦40cmで横55cm

(2) 塵芥収集車 片側面あたり縦90cmで横140cm

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みは、吉野川市公用車車体広告掲載申込書(様式1)に次の資料を添付したものを市に提出するものとする。

(1) 広告のデザイン素案(A4カラー版縮小)

(2) 申込者の活動概要が分かる資料(パンフレット等)

(3) 使用するフィルム等の商品概要がわかる書類

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める額とする。

(1) 普通自動車 1台あたり両側面月額2,500円(消費税及び地方消費税込み)

(2) 塵芥収集車 1台あたり両側面月額4,400円(消費税及び地方消費税込み)

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、市が指定した日までに、市が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

(広告の変更)

第8条 広告主は、1月を単位として、広告の内容等を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容等を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の初日までに市長に対し、吉野川市公用車車体広告掲載変更申込書（様式第2号）を提出し承認を得るものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月2日から施行する。

附 則（令和3年12月14日改正）

この要領は、令和3年12月14日から施行する。

附 則（令和5年1月27日改正）

この要領は、令和5年1月27日から施行する。